

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[ 1 ] 市町村の推進体制の整備等		
( 1 ) 市庁内体制		
①石巻市まちづくり活性化推進会議ワーキングチーム (WT)		
<p>●概要 要：平成20年にまちづくり活性化推進会議を設置。 令和5年1月に中心市街地区域での各事業における総合かつ横断的な調整及び担当者レベルでの詳細な検討をするためメンバーの再編を行った。</p> <p>●設置目的：少子高齢化等の進展による人口減少、大規模商業施設の郊外立地等により、空洞化の進む中心市街地及び周辺地域のにぎわいを取り戻し、魅力あふれるまちづくりを推進する。</p> <p>●所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化基本計画に関すること。</li> <li>・中心市街地及び周辺地域の活性化のための施策の検討に関すること。</li> <li>・中心市街地及び周辺地域の活性化のための各種調査及び研究に関すること。</li> <li>・中心市街地の市有建物敷地の活用に関すること。</li> <li>・前項目に掲げるもののほか、中心市街地及び周辺地域の活性化に関すること。</li> </ul> <p>●組織</p> <p>座 長 産業部次長</p> <p>副 座 長 復興企画部政策企画課長、産業部商工課長、建設部都市計画課長</p> <p>チーム員 総務部行政経営課、同部危機対策課、同部震災伝承推進室、復興企画部政策企画課、同部SDGs移住定住推進課、同部地域振興課、市民生活部地域協働課、同部環境課、保健福祉部健康推進課、同部保健福祉総務課、同部子育て支援課、産業部産業推進課、同部商工課、同部観光政策課、建設部都市計画課、同部河川港湾高規格道路整備推進課、同部住宅課、病院局事務部病院管理課、教育委員会教育総務課、同委員会生涯学習課</p> <p>●これまでの経過</p>		
開催日	会議名称	内 容
令和6年2月13日	第1回まちづくり活性化推進会議WT	・中心市街地活性化基本計画の概要 ・第3期計画の進捗状況について
令和6年3月25日	第2回まちづくり活性化推進会議WT	・第3期計画の準総括 ・各課ヒアリング結果について
令和6年4月23日	第3回まちづくり活性化推進会議WT	・第4期中心市街地活性化基本計画策定に係る基本的な方針について
令和6年7月19日	第4回まちづくり活性化推進会議WT	・第4期中心市街地活性化基本計画素案について
令和6年10月17日	第5回まちづくり活性化推進会議WT(書面)	・第4期中心市街地活性化基本計画素案について

## ②石巻市まちづくり活性化推進会議

- 概 要：平成20年にまちづくり活性化推進会議を設置。  
令和5年1月に中心市街地域での各事業における総合かつ横断的な調整及び担当者レベルでの詳細な検討をするためメンバーの再編を行った。
- 設置目的：少子高齢化等の進展による人口の減少、大規模商業施設の郊外立地等により、空洞化が進む中心市街地及び周辺地域のにぎわいを取り戻し、魅力あふれるまちづくりを推進する。
- 所掌事務
  - ・中心市街地活性化基本計画に関すること。
  - ・中心市街地及び周辺地域の活性化のための施策の検討に関すること。
  - ・中心市街地及び周辺地域の活性化のための各種調査及び研究に関すること。
  - ・中心市街地の市有建物敷地の活用に関すること。
  - ・前項目に掲げるもののほか、中心市街地及び周辺地域の活性化に関すること。
- 組 織
  - 会 長 産業部長
  - 副会長 復興企画部次長、産業部次長、建設部次長
  - 委 員 総務部行政経営課長、同部危機対策課長、同部震災伝承推進室長、復興企画部政策企画課長、同部SDGs移住定住推進課長、同部地域振興課長兼日本語学校設置推進室長、市民生活部地域協働課長、同部環境課長、保健福祉部健康推進課長、同部保健福祉総務課長、同部子育て支援課長兼こども家庭センター所長、産業部産業推進課長、同部商工課長、同部観光政策課長、建設部都市計画課長、同部河川港湾高規格道路整備推進課長、同部住宅課長、病院局事務部病院管理課長、教育委員会教育総務課長、同委員会生涯学習課長
- これまでの経過

開 催 日	会 議 名 称	内 容
令和6年1月18日	第1回まちづくり活性化推進会議	・中心市街地活性化基本計画の概要 ・第4期石巻市中心市街地活性化基本計画の策定について
令和6年5月9日	第2回まちづくり活性化推進会議	・第4期石巻市中心市街地活性化基本計画策定に係る基本的な方針について
令和6年8月2日	第3回まちづくり活性化推進会議	・第4期石巻市中心市街地活性化基本計画 素案について
令和6年10月25日	第4回まちづくり活性化推進会議	・第4期石巻市中心市街地活性化基本計画 最終案について

(2) 石巻市議会における審議の内容

令和5年12月定例会	・ 第3期計画の進捗状況及び第4期計画の策定方針について説明
令和6年12月定例会	・ 第4期計画（案）について説明

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

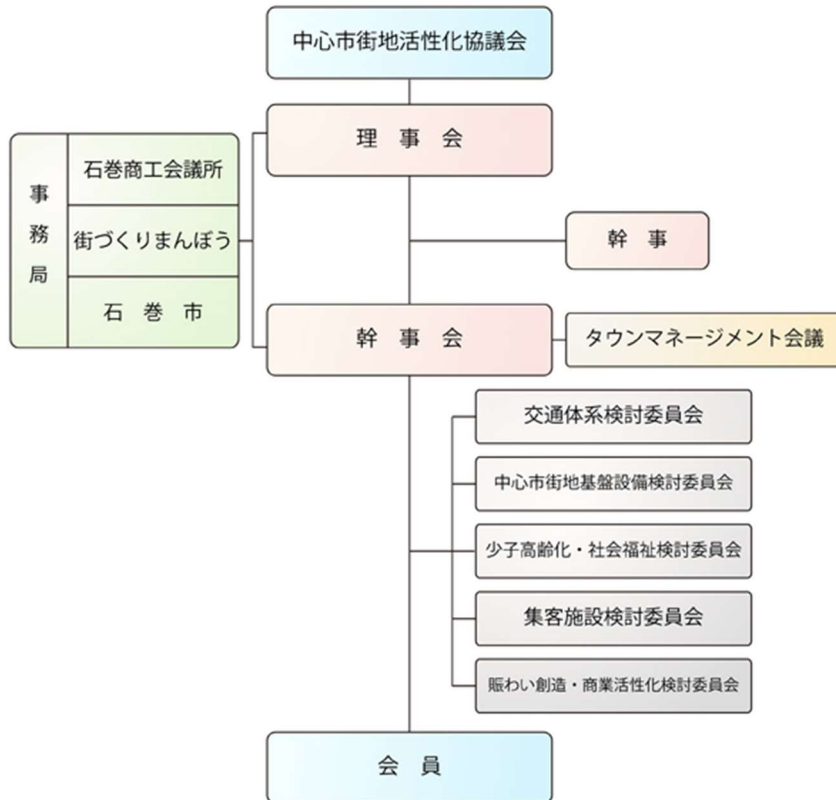
■石巻市中心市街地活性化協議会

石巻商工会議所及び（株）街づくりまんぼうが共同設立者となり、石巻市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的として、平成19年10月22日、石巻市中心市街地活性化協議会を設立した。

①組織図

石巻市中心市街地活性化協議会

1. 『中心市街地活性化協議会』の組織図



## ②構成員

No.	役職	所属団体等及び役職名
1	会長	石巻商工会議所 会頭
2	副会長	(株)街づくりまんぼう 代表取締役社長
3	副会長	石巻市 副市長
4	副会長	石巻市議会 議長
5	理事	石巻商工会議所 副会頭
6	理事	石巻商工会議所 専務理事
7	理事	石巻観光協会 会長
8	理事	石巻市産業部 部長
9	理事	立町大通り商店街振興組合 理事長
10	理事	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会 会長
11	理事	社会福祉法人 和仁福社会 常務理事
12	理事	宮城県建設業協会石巻支部 支部長
13	理事	宮城県宅地建物取引業協会石巻・気仙沼支部 支部長
14	理事	日本製紙(株)石巻工場 工場長代理
15	理事	東北電力ネットワーク(株)石巻電力センター 所長
16	理事	(株)三陸河北新報社 代表取締役社長
17	理事	(株)石巻日日新聞社 代表取締役社長
18	監事	(株)七十七銀行石巻支店 執行役員支店長
19	監事	(社)石巻青年会議所 理事長

## ③協議会の規約（中心市街地の活性化に関する法律との適合）

### ① 法第 15 条第 3 項 協議会組織時の公表

石巻市中心市街地活性化協議会規約において、公告に関して第 4 条に規定し、石巻市の広報紙、協議会ホームページへの掲載、必要に応じては新聞掲載等により行うことにしている。

### ② 法第 15 条第 4 項 関係者の参加 第 15 条第 5 項 参加の申し出

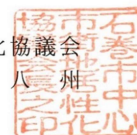
協議会の委員としての入会については、会長に申し込み、理事会の承認を得られれば入会できる。（規約第 7 条）

## ④意見書等

令和 6 年 11 月 11 日

石巻市長 齋藤 正美 様

石巻市中心市街地活性化協議会  
会長 青木 八



### 第 4 期石巻市中心市街地活性化基本計画策定に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律(平成 10 年法律第 92 号)第 15 条 9 項の規定に基づき、石巻市中心市街地活性化基本計画に対する意見書を提出します。

#### 記

石巻市の中心市街地の現状は、地域内居住人口が減少傾向にあり、高齢化が進みコミュニティの維持も困難な状況下にあります。加えて、世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症への対応や変化が著しい国際情勢による物価高騰の影響によりインフレが進み消費マインドが冷え込むなど近年の中心市街地を取り巻く環境は厳しさを増しております。

中心市街地の活性化を図るためには、様々な課題を抽出していくことが肝要です。石巻市に於いても、交流人口の拡大を見据えた、当基本計画が必要であると考えます。

現在、石巻市に於いて「第 4 期石巻市中心市街地活性化基本計画」を策定中であり、東日本大震災復興事業により整備されたハードと地域資源も活用したソフト事業を結び付けた新たな事業も取り入れながら、中心市街地の活性化に努めて頂ける様強く望むところでございます。

この度の策定にあたり、以下のとおり意見を述べさせていただきます。

#### 【基本方針について】

今回の計画にある①まちへの関わりしるを増やし、チャレンジが生まれるまち②多世代が安心して集えるまち③市民の力・地域の資源を活かした歩きたくなるまちの 3 つの基本方針はこれまでの経緯や今後を見据えたものであり、妥当と思われま。

多世代が交流できる居場所として市民交流 8 施設の利用者の拡大を図るとともに、まちなかの魅力を活かした各種イベントを通じて、中心市街地の回遊性向上を促し、交流人口の拡大に努めていただきたい。

#### 【目標数値について】

今期計画で新たに設置を予定している街なか出店サポート事業により、空き店舗等を活用した新規出店舗数を増やし、中心市街地の賑わい創出を促していただきたい。また、掲げた各種事業の推進により目標以上の成果が得られるよう努めていただきたい。

#### 【事業内容について】

変更・継続事業、新規事業と多くの事業が計画に盛り込まれているため、効果的且つ効率的に事業推進を図っていただきたい。加えて、事業の進捗状況、成果等について報告を行い、事業の見直し、新規事業の追加についても定期的に協議をお願いしたい。

以上

●これまでの経過

開催日	会議名称	内容
令和6年5月30日	中心市街地活性化協議会 総会	・第3期石巻市中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて ・第4期石巻市中心市街地活性化基本計画の概要について
令和6年7月4日	中心市街地活性化協議会 全体会	・第4期石巻市中心市街地活性化基本計画策定に係るアンケート結果について
令和6年8月9日	中心市街地活性化協議会 理事会	・第4期石巻市中心市街地活性化基本計画の素案について
令和6年11月5日	中心市街地活性化協議会 臨時総会	・第4期石巻市中心市街地活性化基本計画について
令和7年5月20日	中心市街地活性化協議会理事会・総会	・第3期石巻市中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて ・第4期石巻市中心市街地活性化基本計画について
令和8年1月5日	書面決議	・石巻市中心市街地活性化基本計画の変更について

⑤協議会の規約

<p>石巻市中心市街地活性化協議会 規約（全文）</p> <p>第1章 総 則</p> <p>（名 称） 第1条 本会は、「石巻市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>（事務所） 第2条 協議会は、事務所を宮城県石巻市に置く。</p> <p>（目 的） 第3条 協議会は、「中心市街地の活性化に関する法律」（以下「法」という。）第9条第1項の規定により石巻市が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整することで、石巻市中心市街地の活性化の推進と市勢の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（公表の方法） 第4条 協議会の公表は、石巻市の広報紙への掲載の他、協議会ホームページに掲載することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。</p> <p>（活 動） 第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。</p> <p>（1）中心市街地活性化に係る総合調整に関すること</p> <p>① 石巻市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出</p> <p>② 石巻市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整</p> <p>③ 石巻市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換</p> <p>④ 石巻市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施</p> <p>⑤ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換</p> <p>⑥ 協議会活動の情報発信（会報の発行、ホームページ開設等）</p> <p>⑦ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施</p> <p>（2）中心市街地の活性化に係る事業に関すること</p> <p>① 市街地整備改善事業に関すること</p> <p>② 都市福利施設整備事業に関すること</p>
---

- ③ 街なか居住促進事業に関すること
  - ④ 商業活性化事業に関すること
  - ⑤ ①から④までに規定する事業及び措置と一体的に推進する公共交通機関の利用者の利便増進事業及び特定事業に関すること
- (3) その他中心市街地の活性化に関すること
- ① 各種組織、団体との交流
  - ② 関係情報の収集
  - ③ その他、目的達成のための必要な活動

## 第2章 会 員

(会 員)

第6条 協議会会員は、中心市街地の活性化に関する法律の規定に該当するもので構成する。

- (1) 石巻商工会議所(法第15条第1項第2号イ)
- (2) 株式会社街づくりまんぼう(法第15条第1項第1号ロ)
- (3) 石巻市(法第15条第4項第3号)
- (4) 石巻市中心市街地において、法に規定する事業を実施しようとする者(法第15条第4項第1号)
- (5) 石巻市の認定基本計画の実施に関し密接な関係を有する者(法第15条第4項第2号)
- (6) 協議会の目的の推進において、協力が必要と認められる行政及び公共団体(法第15条第7項)
- (7) 協議会の目的に賛同し、石巻市中心市街地の活性化に関する活動又は事業等を行う者や協力する者(法第15条第8項)

(入 会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申し込み、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第8条 会員は、本規定において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2 会費については、別途定める。

(退 会)

第9条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき
- (2) 協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立趣旨に反する行為をしたとき

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第3章 役 員

(役 員)

第12条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 20名以内
- (4) 監 事 2名
- (5) 幹 事 30名以内

2 会長は、総会において会員の中から選出する。

3 副会長は、総会において会員の中から選出する。なお、副会長複数名のうち1名は法第15条第1項に該当する会員とする。

4 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(理 事)

第13条 協議会の理事は、総会において会員の中から選出する。

(監 事)

第14条 協議会の監事は、総会において会員の中から選出する。

(幹 事)

第15条 協議会の幹事は、会員の中から、会長が委嘱する。

(職務)

- 第16条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 3 理事は、理事会を構成し、協議会の運営のための活動を行う。
  - 4 監事は、協議会の会計を監査し、その監査の結果を総会に報告する。
  - 5 幹事は、幹事会を構成し、個別プロジェクトのワーキンググループ会議等の連絡調整を行う。

(顧問)

- 第17条 協議会には顧問を置くことができる。
- 2 顧問は本協議会の目的達成について必要な重要事項について会長の諮問に応ずる。
  - 3 顧問は会長が理事会の承認を得て委嘱する。

#### 第4章 タウンマネージャー

(タウンマネージャー)

- 第17条 協議会は、第3条に掲げる目的達成並びに協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを配置する。
- 2 タウンマネージャーは、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
  - 3 タウンマネージャーの任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
  - 4 タウンマネージャーは、各種活動実施にあたり計画・調整・助言等を行う。

#### 第5章 会 議

(会議の種類)

第18条 会議の種類は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 幹事会
- (4) タウンマネージメント会議
- (5) ワーキンググループ会議

(総会)

- 第19条 総会は、会員の参加により、毎年1回以上開催し、各基本計画事業の実施報告、新規事業の説明、監査報告、意見交換等を行い、中心市街地活性化事業の関係者間の情報共有及び連携を図る。
- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
  - 3 法第15条第9項に基づく意見提出については、総会の決議を経ることを要する。
  - 4 前項の決議を行う際の総会は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
  - 5 第3項の決議は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

- 第20条 理事会は、適宜開催し、協議会の活動を実施するうえでの連絡調整、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選出、タウンマネージャーの選出、入会申込者の承認、個別プロジェクトを検討するワーキンググループ会議の内容、その他協議会が必要と認める事項を審議し議決する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。
  - 3 理事会は、理事の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
  - 4 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。
  - 5 理事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 6 協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、理事会に関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

- 第21条 幹事会は、適宜開催し、協議会の活動を実施するうえで個別プロジェクトを検討するワーキンググループ会議の連絡調整、活動報告及びタウンマネージメント会議の連絡調整、活動報告、その他、必要と認める事項を審議し、理事会等に報告する。
- 2 幹事会は、幹事をもって構成する。
  - 3 幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
  - 4 幹事会の長は、幹事の中から互選で選任し、会長が委嘱する。
  - 5 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
  - 6 幹事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 7 協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、幹事会に関係者の出席を求めることができる。

(タウンマネージメント会議)

第22条 タウンマネージメントは、基本計画記載事業又は基本計画への記載を予定する事業について、事業者、地権者等の関係者及び幹事が出席し、事業ごとに適宜開催する。事業推進のための課題、又は

事業化を目指すうえでの課題等について審議する。

- (1) 各種プロジェクトの企画・調整
- (2) ホームページ等で事務局に寄せられた意見集約・検討等
- (3) その他プロジェクトで協議した事項

2 タウンマネジメント会議は、幹事長が招集し、幹事長又はタウンマネージャーが議長となる。

3 タウンマネジメント会議の議事については、議事録を作らなければならない。

(ワーキンググループ会議)

第23条 協議会の目的を実行するため、個別プロジェクトを検討するワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループ会議は、基本計画記載又は基本計画への記載予定の個別プロジェクト毎の事業について、事業者、地権者等の関係者及び幹事が出席し、事業ごとに適宜開催する。事業推進のための課題、又は事業化を目指し、課題等の審議及び事業を実行する。

- (1) ワーキンググループ会議は、毎年度の活動計画に沿って実行する。
- (2) ワーキンググループ会議は、毎年度の活動状況を幹事会に報告する。

## 第6章 事務局

(事務局)

第24条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、石巻商工会議所、株式会社街づくりまんぼう、石巻市が共同で処理する。

3 事務局の事務処理は、石巻商工会議所で処理する。

## 第7章 会計

(会計年度)

第25条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第26条 協議会の収入は、会費等、補助金・交付金、運営協力金及び寄附金、その他事業収入等による。

2 協議会の支出は、負担金、会議費、事務費、事業費、その他運営に要する経費とする。

(運営協力金)

第27条 運営協力金とは、協議会の趣旨に賛同する事業者が、協議会運営にかかる費用について拠出する協力金のことをいう。

## 第8章 解散

(解散)

第28条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

附 則

1 この規約は、平成19年10月22日から施行する。

2 協議会初年度の事業期間は、設立日から平成20年3月31日までとする。

3 協議会の運営において、理事及び幹事等について、石巻商工会議所、株式会社街づくりまんぼう及び石巻市からは3名以内で選任することができる。なお、その他の会員については、1事業所・団体より1名とする。

4 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、理事会の承認を得て、別に定める。

5 第17条の新設に伴い、以下の条文を順次繰り下げることにし、本改正規則は平成21年6月29日より施行する。

〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

a) 民間団体ヒアリング結果

基本的な方針の策定、掲載事業検討を行うため、中心市街地等で継続的に活動を行っている民間団体へのヒアリングを行った。ヒアリングを行った団体名と実施日は表のとおり。

日にち	団体名
令和6年4月15日	・特定非営利活動法人いしのまき NPO センター ・株式会社元気いしのまき
令和6年4月16日	・一般社団法人石巻圏観光推進機構
令和6年4月17日	・一般社団法人 ISHINOMAKI2.0
令和6年4月18日	・石巻劇場芸術協会（シアターキネマティカ）
令和6年4月19日	・一般社団法人石巻青年会議所 ・一般社団法人イシノマキ・ファーム（ISHINOMAKI HOP WORKS）
令和6年4月22日	・特定非営利活動法人やっぺす
令和6年4月23日	・株式会社巻組
令和6年4月24日	・一般財団法人まちと人と ・石巻市子どもセンター らいつ
令和6年5月9日	・一般社団法人日本カーシェアリング協会
令和6年5月15日	・石巻産業創造株式会社
令和6年5月16日	・石巻商工会議所
令和6年5月23日	・一般社団法人石巻観光協会
令和6年5月28日	・JR石巻駅
令和6年6月3日	・特定非営利活動法人 Switch
令和6年6月12日	・公益財団法人 3.11 メモリアルネットワーク
令和6年6月16日	・株式会社街づくりまんぼう
令和6年6月17日	・石巻専修大学（庄子教授）
令和6年7月2日	・立町大通り商店街振興組合
令和6年7月5日	・合同会社 MY ラボ

b) パブリックコメントの実施

本計画の素案について広く市民等の意見を聴取するため、令和6年12月4日（水）から12月20日（金）までパブリックコメントを実施した結果、2者3件の意見があり、市の考え方をホームページで公表するとともに、本計画策定の参考とした。

## 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

### [ 1 ] 都市機能の集積の促進の考え方

宮城県 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和元年度～令和 17 年度）

#### 1 都市計画の目標（抜粋）

##### （2）都市づくりの基本理念

#### ④社会的課題への都市計画としての対応

##### 3) 中心市街地の活性化

中心市街地は、居住地や商業、業務等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統を育み、各種機能を培ってきた地域であるが、中心市街地の衰退が進み、さらに震災の影響により、空き家や空宅地・未利用地が増加し、都市のスポンジ化の進行が見られる。

都市のスポンジ化により、生活利便性の低下、行政サービスやインフラの維持管理の非効率化、空き家・空き地等の発生による治安、景観及び居住環境の悪化、災害危険性の増大等が懸念される。

都市の低密度化が都市全体の広いエリアでとらえるのに対し、都市のスポンジ化は都市の内部において敷地単位で発生する現象であるため、立地適正化計画で定める誘導区域等、都市空間として維持・活用する区域を中心に、発生した空き地の適正管理、有効利用の促進、土地・建物の利用放棄が起きにくい環境整備、暫定利用やゆとり空間の創出といったプラス面での視点で対策を講じる必要がある。

今後は、都市に生活する人々の視点に立ち、空き家のリノベーションや空宅地・未利用地の利活用、情報の集約とマッチングや媒介・働きかけ等の施策により、事業所、観光施設、文化施設、公共施設、医療・福祉施設等の様々な都市機能を組み合わせ、多様化する価値観に合わせて魅力を向上し、定住人口と交流人口の増加を図る。また、既存の社会資本ストックや歴史・文化資源を活用しながら、本区域の中心商業地としてのポテンシャルの向上を図り、歩いて楽しめる街としてのにぎわいを創出・確保していく。

### [ 2 ] 都市計画手法の活用

中心市街地の活性化に関する施策を総合的に推進するとともに、都市機能の分散を抑制し、本市が目指す「コンパクトでネットワーク化された市街地形成」を実現するため、準工業地域において、大規模集客施設（床面積 10,000 m<sup>2</sup>を超えるもの）の立地を制限するための特別用途地区を指定する「特別用途地区建築条例」を制定している。

※大規模集客施設：建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第二（か）項に掲げる建築物をいう

#### ■規制の概要

都市計画：特別用途地区

種 類：大規模集客施設制限地区

対象区域：準工業地域 約 555.7ha

**[3] 都市機能の集積のための事業等**

4. 市街地の整備改善のための事業

- ・空き地・空き店舗活用助成金事業
- ・街なか出店サポート事業
- ・中瀬公園整備事業
- ・中瀬公園利活用検討推進事業
- ・空き家・空き店舗リノベーション事業
- ・街なか居場所づくり事業

5. 都市福利施設を整備する事業

- ・石巻市こどもセンター事業
- ・ささえあいセンター活用事業
- ・石巻市かわまち交流拠点施設管理運営事業
- ・石巻健康センター あいプラザ・石巻活用事業
- ・まちなかコミュニティホール活用事業（旧生協）
- ・老人福祉センター寿楽荘活用事業
- ・旧観慶丸商店保存活用事業
- ・石巻中央公民館管理運営事業
- ・街なか居場所づくり事業 [再掲]

6. 街なか居住の推進のための事業

- ・定住促進住宅取得等補助金事業
- ・空き地・空き店舗活用助成金事業 [再掲]
- ・空き家・空き店舗リノベーション事業 [再掲]

7. 経済活力の向上のための事業

- ・石巻マンガロード整備活用・発信事業
- ・街なかイベント開催助成金事業
- ・空き地・空き店舗活用助成金事業 [再掲]
- ・街なか出店サポート事業 [再掲]
- ・石巻かわまちエリアプラットフォーム取組事業
- ・空き家・空き店舗リノベーション事業 [再掲]
- ・デジタルサイネージ管理・運用事業

**[4] その他の事項**

なし

## 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

### [1] 都市計画等との調和

2. [3] 中心市街地の要件に適合していることの説明（第2号要件）及び、10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項に記載

### [2] その他の事項

#### ●石巻市「こどもまんなか」宣言との連動

- ・石巻市では令和6年1月21日に石巻市「こどもまんなか」宣言を行い、こどもたちのために何がもっともよいことかを考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現するため様々な取組を進めている。
- ・今期計画においても、石巻市子どもセンター らいつでの取組である「まきトーーク」（子どもまちづくり意見交換会）での提案を中心市街地活性化協議会全体会（R6.7.4実施）で意見聴取した。
- ・今後個別事業の展開にあたっては本提案内容を参考に具体的に取り組む。



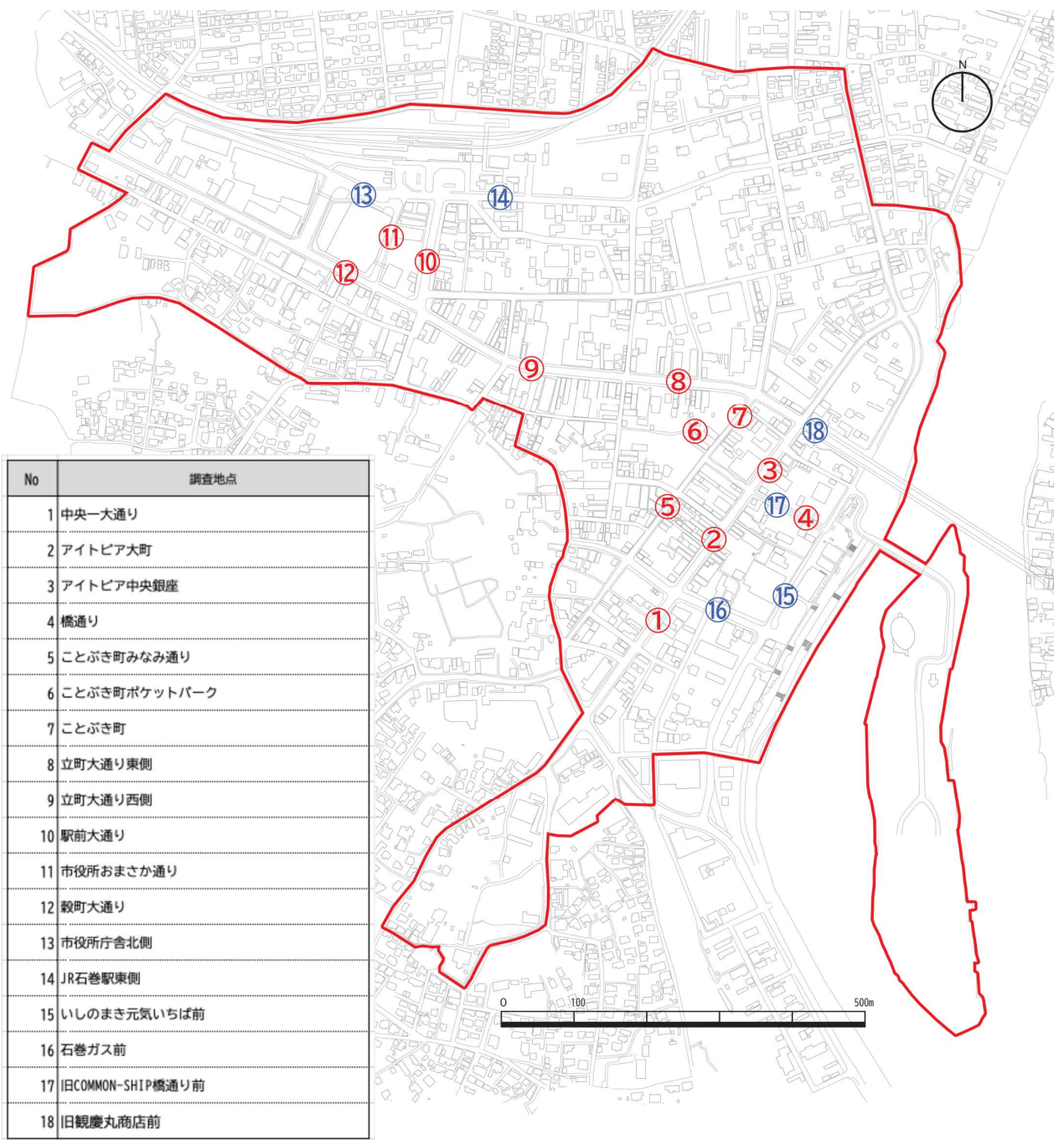
#### ●持続可能なまちづくりの推進（SDGsの推進）

- ・石巻市は令和2年7月17日に内閣府から「SDGs未来都市」並びに「自治体SDGsモデル事業」に選定され、多様な分野が連携し持続可能なまちづくりに取り組んでいる。
- ・第2期石巻市SDGs未来都市計画（R5～R7）において令和12年（2030年）のあるべき姿として掲げる「地域経済活性化の実現、安心して暮らせるための災害に強いまちの実現、脱炭素社会・循環型社会の実現」に向け今期計画においても連携し取り組む。
- ・主に以下のSDGsゴールに関連するものとして、持続可能なまちづくりに取り組む。



【その他資料】

中心市街地 歩行者・自転車通行量 調査地点箇所図



※青字箇所（⑬～⑱）については今期計画から追加。